

土地の所在

善通寺市木徳町字東上代
7 7 番

土地 利 用 計 画 図

No. 4

開 発 許 可
年 月 日

第 平成 年 月 日
号

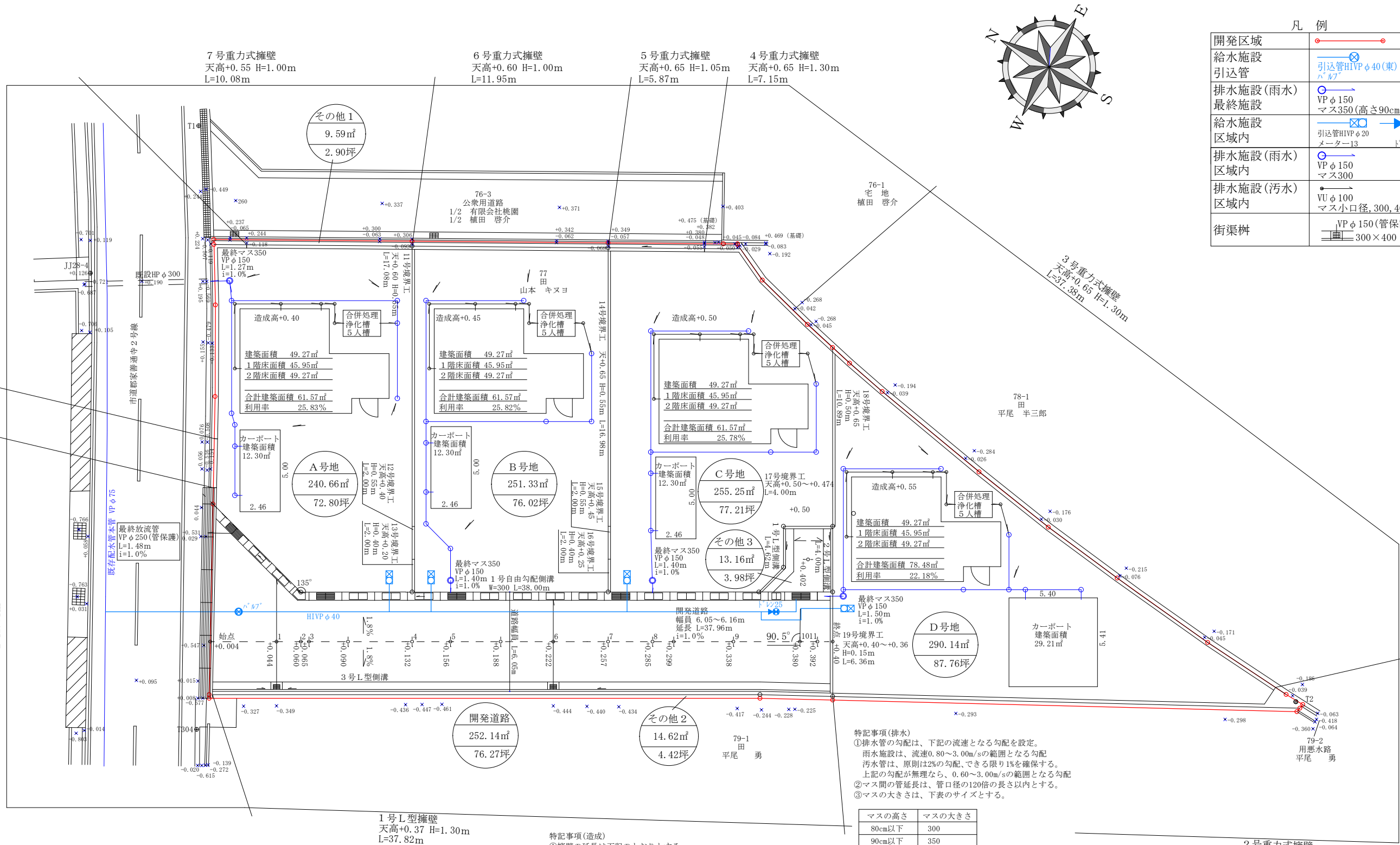
申 請 者

徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境三六番地一
株式会社アルファード
代表取締役 七條 政利

作 成 者
住所・氏名

徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境三六番地一
株式会社アルファード
代表取締役 七條 政利

㊞



準拠点座標一覧表			
点 名	X 座 標	Y 座 標	
T1	137378.116	28105.713	
T2	137302.589	28107.460	
T304	137360.393	28073.486	
JJ28-4	137379.535	28094.664	

用途別面積表			
用途	面積 m ²	割合	
宅 地	1037.38m ²	78.18%	
開発道路	252.14m ²	19.00%	
その他	37.37m ²	2.82%	
合 計	1326.89m ²	100.00%	

特記事項(造成)
①擁壁の延長は下記のとおりとする。
無筋コンクリート構造物…10m以内
鉄筋コンクリート構造物…20m以内
構造物の境にはエラストイトを設置する。
②コンクリート強度は、下記のとおりとする。
単位体積重量(kN/m³) コンクリート設計基準強度
無筋 23.0 σ c k = 18 N/mm²
鉄筋 24.5 σ c k = 24 N/mm²
③使用する鉄筋は、D13はSD345の規格を使用する。
④隣地と計画地盤高の高低差が30cmを超える箇所は擁壁とする。
⑤盛土の種類は、良質花崗土。20cmごとの盛り層ごとに転圧する。
⑥その他1は、土間コンクリート、その他3は、アスファルト舗装 とする。
⑦その他2は、既存構造物を残す。

特記事項(排水)
①排水管の勾配は、下記の流速となる勾配を設定。
雨水施設は、流速0.80～3.00m/sの範囲となる勾配
污水管は、原則は2%の勾配、できる限り1%を確保する。
上記の勾配が無理なら、0.60～3.00m/sの範囲となる勾配
②マス間の管延長は、管口径の120倍の長さ以内とする。
③マスの大きさは、下表のサイズとする。

マスの高さ	マスの大きさ
80cm以下	300
90cm以下	350
100cm以下	400
120cm以下	450
150cm以下	500

④雨水マスには泥タメ15cm以上を設ける。
⑤自由勾配側溝のグレーチングは、起点と終点に設置する。
その他の部分では10mに一箇所グレーチング(T-25)を設置すること。
⑥排水管の交差する部分のクリアランスは10cm以上確保すること。
⑦車両通行部かつ土被り60cm未満の部分については、管保護を行う。
⑧宅内排水管の土被りは、20cm以上とする。
⑨開発協議の対象は、最終マスから一次放流先までとする。

縮 尺

1/250